資本的関係又は人的関係等がある会社等の同一入札への参加制限について (建設工事・建設コンサルタント業務等)

1 制度概要

本市では、一定の資本的関係又は人的関係等がある会社等(株式会社、有限会社、持分会社(合名会社、合 資会社又は合同会社)、組合、共同企業体、設計共同体又は個人事業主のこと。)が同一の入札へ参加するこ とについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限 している。

また、入札公告に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係等がある建設業者についてもその入札参加を制限している。

2 改正内容

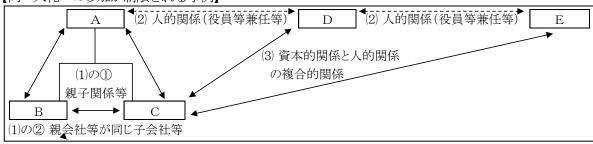
一定の資本的関係又は人的関係等がある会社等が同一の入札に参加することへの制限について、次のとおり改める。

	同一入札への参加を制限する会社等
改正前	(1) 資本的関係
	① 親会社と子会社
	② 親会社が同一である子会社
	(2) 人的関係
	① 代表権を有する者が同一である会社
	② 役員が兼任している会社(一方の会社の役員が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第
	1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を兼任している
	場合を含む。)
	③ 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
	(3) 資本的関係と人的関係の複合的関係
	上記(1)及び(2)が複合して該当する会社
	(4) その他(上記(1)又は(2)と同視しうる関係があると認められる次の場合)
	① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会
	社
	② 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社
	③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社
	(1) 資本的関係
改正後	① 親会社等と子会社等
	② 親会社等が同一である子会社等
	(2) 人的関係
	① 代表権を有する者が同一である会社等
	② 役員等に兼任がある会社等
	③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
	(3) 資本的関係と人的関係の複合的関係
	上記(1)及び(2)が複合して該当する会社等
	(4) その他(上記(1)、(2)又は(3)と同視しうる関係があると認められる次の場合)
	① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会
	社等
	② 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会
	社等
	③ 組合とその構成員
	④ 共同企業体又は設計共同体とその構成員
	⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等
	親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定によろ親会社等をいう

- 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。
- 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。
- 「役員等」とは、次の者をいう。
 - ・ 会社 (株式会社又は有限会社) の取締役 (社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置 会社の取締役を除く。)

- ・ 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の業務を執行する社員
- ・ 組合の理事又はこれらに準ずる者
- ・ 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- 指名委員会等設置会社における執行役
- ※ 取締役は、非常勤を含む。
- ※ 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。
- 「夫婦」は法律上のものに限る。
- 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、普通養子及び特別養子の関係にあるものをいう。
- 「兄弟姉妹」は、血族関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの(配偶者の兄弟姉妹)は含まない。

【同一入札への参加が制限される事例】



- ※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びEは、いずれか1者の入札参加のみ認められる。
- ※ (1)の①、(1)の②について、子会社等又は子会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生 手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。
- ※ (2)について、一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人を兼任している場合を除いて、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

【入札の適正さが阻害されると認められる会社の事例】

(1)資本的関係、(2)人的関係及び(3)資本的関係と人的関係の複合的関係については、形式的に判断できる関係であるが、実質的にこれらと同視しうる入札の適正さが阻害される関係がある場合も、同一の入札に参加することについて、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から制限を行う。

したがって、同一入札の参加について入札価格や入札意思などを相談するなどの関係がある場合は同一入札への参加が制限される。

3 調書の提出等

一般競争入札に参加を希望する場合、又は指名通知書及び随意契約見積依頼書の交付(資料配付)について 連絡を受けた場合は、資本的関係・人的関係調書の提出が必要となる。

区 分	資本的関係・人的関係調書の提出方法
一般競争入札	一般競争入札参加資格確認申請書に添付して提出
通常型指名競争入札	指名競争入札選定結果通知書受領時に提出
随意契約(見積合わせ)	随意契約(見積合わせ)の見積依頼書受領時に提出

- 入札後資格確認型一般競争入札の場合、入札書送付後の入札辞退は認められず、資本的関係、人 的関係又は資本的関係と人的関係の複合的関係のある会社が同一入札に参加した場合の入札は全て無効と なる。
- 通常型指名競争入札及び随意契約(見積合わせ)の場合はいずれか1者しか選定できない。
- 「資本的関係・人的関係調書」に虚偽の記載があった場合は、指名停止措置を行う場合がある。

4 実施時期

平成29年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用

(問い合わせ先) 広島市財政局契約部工事契約課 電話 (082) 504-2280 (直通) (提 出 先) 各工事担当課又は業務担当課